（注14）　「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他自己資金等」には自己資金、出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」及び「民間金融機関等からの借入れ」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

（注15）　民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

（注16）　「特定半導体生産施設における生産に必要な資金の合計額」の「合計」欄以外の記載欄については、整備した特定半導体生産施設における生産に係る支援措置の利用を希望する場合には記載。

6　希望する支援措置等

⑴　希望する支援措置

支援措置	希望する	希望しない
株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）(注17)		
中小企業投資育成株式会社法の特例		
中小企業信用保険法の特例		
株式会社日本政策金融公庫（中小事業）の貸付（低利融資）		
ＮＥＤＯによる助成金の交付（注18）		
ＮＥＤＯによる認定事業者に貸付けを行う金融機関に対する利子補給の支給（注17）		

（注17）　ツーステップローン、利子補給を受けた融資の使途は5⑴ロ整備した特定半導体生産施設における生産関係に限る。

（注18）　助成金の使途は5⑴イ特定半導体生産施設整備関係に限る。

⑵　特定半導体生産施設整備に係る支援措置の利用を希望する施設・設備（希望する場合のみ記載）

（単位：百万円）

	設備投資所要資金額	導入する設備等の種類（注19）	導入する設備等の用途	数量	単価	金額	設置場所
年度							
年度							
年度							
合計額							

（注19）　導入予定の設備リスト及び金額の算出根拠を提出すること。

（注20）　ＮＥＤＯによる特定半導体基金の助成金の交付決定前に事業に着手（発注、調達、購入等）を行う必要がある場合には、事前着手説明書を提出すること。

7　特定半導体の国内における安定的な生産に資する取組に関する事項

⑴　本事業による日本の特定半導体の安定供給体制の構築への貢献に関する説明

⑵　需給がひっ迫した場合における増産に関する記載

⑴　増産協力に係る協議依頼があった場合の協議への対応意思の有無　　有□　　無□

⑵　需給がひっ迫した場合における増産に関する取組内容・体制の説明

⑶　特定半導体等の生産能力を強化するための投資に関する説明

⑷　特定半導体等の生産能力を強化するための研究開発に関する説明

⑸　特定半導体等に係る技術上の情報を適切に管理するための体制に関する説明（注21）

（注21）　情報管理体制確認票を提出すること。

添付書類目次

添付書類

1―⑴	定款（これに準ずるものを含む。）の写し
1―⑵	登記事項証明書（生産施設整備等計画申請者が登記をしている場合）
2―⑴	事業報告の写し又はこれに準ずるもの
2―⑵	貸借対照表又はこれに準ずるもの